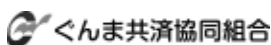


ファミリー交通傷害共済 ご契約のしおり



はじめに

契約者(組合員)の皆さま、このたびは、ファミリー交通傷害共済をご契約いただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この「ご契約のしおり」は、ご契約内容および大切な事柄をとりまとめたご案内しております。

ご一読され、ご契約内容をご確認いただき、お手元の共済契約証書とともに保管、ご活用ください。

また、ご不明な点等がございましたら、取扱代理店または当組合までお尋ねくださいますようお願い申し上げます。

<目次>

◇ ご契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等について…………… 1
2. 共済掛金について…………… 3
3. 満期返戻金・契約者配当金について…………… 3
4. 解約返戻金について…………… 3

◇ 注意喚起情報のご説明

1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)について…………… 4
2. 告知義務・通知義務等について…………… 4
3. 補償の開始時期(責任の開始)について…………… 4
4. 共済金をお支払いできない場合について…………… 4
5. 重大事由による共済契約の解除について…………… 5
6. 共済掛金の払込猶予期間等の取扱いについて…………… 5
7. 解約と解約返戻金について…………… 5
8. 共済契約の失効について…………… 5
9. 共済金の削減と共済掛金の追徴について…………… 5
10. 苦情処理措置および紛争解決措置について…………… 6
11. その他ご注意いただきたいこと…………… 7
12. 個人情報の取扱いについて…………… 8

◇ 約款

- ・ファミリー交通傷害共済普通共済約款…………… 10

この「ご契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認くださいませようをお願いいたします。

本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「ファミリー交通傷害共済普通共済約款」をご参照ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または当組合までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等について

(1) 商品の仕組み

この商品は、交通傷害により共済契約証書記載の被共済者とその同居のご家族が共済期間中に死亡された場合、所定の障害状態に該当された場合、入院・通院された場合に該当の共済金をお支払いします。

※ 交通傷害とは、被共済者が日本国内または国外においてその身体に被った次に掲げる①から③の傷害のことをいいます。

① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故によって被った傷害

② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被共済者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害

③ 道路通行中の被共済者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った傷害

ア. 建造物もしくは工作物等の倒壊または建造物もしくは工作物等からのものの落下

イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下

ウ. 火災または破裂もしくは爆発

エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突もしくは接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災もしくは爆発等

上記の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※ この商品の被共済者の範囲は、次のいずれかに該当する者をいいます。

・本人

・本人の配偶者

・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（本人の6親等以内の血族と3親等以内の姻族）

・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子（社会人は除きます。）

詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「ファミリー交通傷害共済普通共済約款」をご参照ください。

(2) 補償内容

共済金をお支払いする場合の主なものを記載しております。詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「ファミリー交通傷害共済普通共済約款」をご参照ください。

補償の種類	共済金をお支払いする場合	ご注意事項
死亡共済金	被共済者が共済期間中に交通傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	

補償の種類	共済金をお支払いする場合	ご注意事項
高度障害共済金	被共済者が共済期間中に交通傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態になった場合	■高度障害状態について、詳しくは約款をご参照ください。
後遺障害共済金	被共済者が共済期間中に交通傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害状態になった場合	■後遺障害状態について、詳しくは約款をご参照ください。
入院共済金	被共済者が共済期間中に交通傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として入院した場合	■給付期間は同一事故につき事故の日からその日を含めて180日を限度とし、給付日数は180日分をもって限度とします。
通院共済金	被共済者が共済期間中に交通傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として通院した場合	■給付期間は同一事故につき事故の日からその日を含めて180日を限度とし、給付日数は90日分をもって限度とします。
付添費用共済金	10歳未満または70歳以上の被共済者が共済期間中に交通傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として入院した場合	■給付期間は同一事故につき事故の日からその日を含めて180日を限度とし、給付日数は90日分をもって限度とします。
交通遺児育英資金	一家族の扶養者が共済期間中に交通傷害により死亡共済金もしくは高度障害共済金の給付を受け、その家族に対象となる児童がいた場合	■給付期間はその児童各人が小学校入学時から18歳の誕生日を迎える年までとします。

(3) 共済金額

主な共済金については下表のとおりとなります。

補償の種類	契約者	配偶者	同居家族
死亡共済金	500万円	400万円	300万円
高度障害共済金	500万円	400万円	300万円
後遺障害共済金	400万円 ～12万円	400万円 ～12万円	300万円 ～9万円
入院共済金	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円	1日につき 1,500円
通院共済金	1日につき 2,000円	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円
付添費用共済金	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円
交通遺児育英資金			(年 払) 1年につき 20万円 (入学祝金) 高 校 10万円 中 学 校 7万円 小 学 校 5万円

■死亡共済金・高度障害共済金をお支払いする場合、共済期間内にすでにお支払いした共済金があったときは、すでにお支払いしたこれらの金額を控除した残額となります。

■その他のお支払い条件につきましては、「ご契約のしおり」の「ファミリー交通傷害共済普通共済約款」をご参照ください。

(4) 共済金をお支払いできない場合

共済金をお支払いできない場合の主な項目につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。また、詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「ファミリー交通傷害共済普通共済約款」の「共

済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(5) 付加できる特約およびその概要

この商品において付加できる特約はありません。

(6) 共済期間

この商品の共済期間は1年間です。ご契約者または当組合のいずれか一方より、別段の意思表示がない限り、毎年、自動的に更新されます。

(7) 引受条件

- 被共済者は申込日現在において、健康でかつ正常に就業または日常生活を営んでいる方とします。
- 当組合がお引き受けする共済契約は、同居家族一世帯につき一口(一人)を制限とします。

2. 共済掛金について

(1) 共済掛金

共済掛金は、月額 1,000円、年額 12,000円となります。

(2) 共済掛金の払込方法について

この商品の共済掛金の払込方法は、ご契約時にご指定いただく金融機関の口座から、口座振替によりお払い込みいただきます。

振替開始日は、責任開始月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)に初回共済掛金を振り替え、以後、3か月毎の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)が振替日となります。

3. 満期返戻金・契約者配当金について

- この商品には満期返戻金はありません。
- 契約者配当金は、毎年度の決算状況に応じて、「契約者割戻金」「利用分量配当金」という形で還元することがあります。ただし、毎年度の決算状況によりますので、見送られる場合があります。

4. 解約返戻金について

ご契約の解約に際しては、「注意喚起情報」の「7. 解約と解約返戻金について」をご参照ください。

ぐんま共済協同組合へのお問い合わせは

(ご相談・苦情・事故等の連絡)

【電 話】 027-254-5711

【受付時間】 9:00～17:00(月～金)

(祝日を除きます。)

この「注意喚起情報」は、ご契約に際して共済契約者にとって不利益になる事項、特にご注意ください事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容を十分にご確認くださいようお願いいたします。

本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「ファミリー交通傷害共済普通共済約款」をご参照ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または当組合までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)について

この商品は、共済期間が1年以下のご契約となりますので、クーリングオフ制度の対象外となっております。あらかじめご了承ください。

2. 告知義務・通知義務等について

(1) 共済契約締結時における注意事項(契約申込書ご記入上の注意事項—告知義務等)

- この商品について、共済契約締結時に当組合が質問事項として求めた危険(支払事由の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項(告知事項)はありません。

(2) 共済契約締結後における注意事項(通知義務等)

- この商品について、通知義務(ご契約時に告知していただいた項目のうち、危険に関する重要な項目が変更となり共済掛金に変動が生じる場合に通知する義務)はありません。
- 共済契約者・被共済者の住所の変更、改姓等、契約申込書記載時の内容に変更が生じた場合はすみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。

3. 補償の開始時期(責任の開始)について

- 補償の開始時期は、「ご契約概要」の「2. 共済掛金について」の払込方法により払い込まれ、かつ、当組合がご契約の引受を承諾した場合に、払い込まれた月の1日の午前零時となります。

4. 共済金をお支払いできない場合について

この商品では、次に掲げる事由によって生じたものについては共済金をお支払いできません。なお、共済金をお支払いできない場合の詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「ファミリー交通傷害共済普通共済約款」の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

- 共済契約者、被共済者、共済金を受け取られる方の故意または重大な過失
- 被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定められた酒気帯び運転またはこれに相当する状態でもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- 被共済者の脳疾患、心神喪失、精神障害、泥酔、眩暈、日射、熱射、麻酔、薬物中毒症、その他疾病によって生じた傷害
- 被共済者の出産、または外科的手術その他医療処置によって生じた傷害(ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます。)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所

見のないもの

- 被共済者が交通乗用具を用いて競技等をしている間、競技等を行うことを目的とする場所において競技等に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間の傷害
- 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の傷害
- 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間の傷害
- 被共済者がグライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の傷害

など

5. 重大事由による共済契約の解除について

ご契約締結後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、組合に共済金を支払わせることを目的として給付事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難される関係を有している場合
- 上記のほか、これらと同程度に信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

6. 共済掛金の払込猶予期間等の取扱いについて

(1) 新規契約

新規契約締結時の初回の口座振替が不能の場合、ご契約を成立しないものとするため、払込猶予期間はありません。

(2) 継続契約

継続契約(新規契約以外の契約のすべてをいいます。)の場合、口座振替が不能となった月を含め3か月目の月末を払込猶予期間としています。この期間中にお払い込みをいただけませんと、共済掛金をお払い込みいただいた最終月の月末にさかのぼって効力が失われ、払込猶予期間中に共済金をお支払いする事由が生じていた場合であっても共済金はお支払いできません。

7. 解約と解約返戻金について

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当組合までお申し出ください。
- この商品には解約返戻金はありません。

8. 共済契約の失効について

- 以下のいずれかに該当したとき、共済契約は効力を失います。
- 契約者ご本人である被共済者が死亡、または高度障害状態に該当した場合
 - 契約者ご本人である被共済者への共済金の支払総額が、共済期間内で死亡共済金額、または高度障害共済金額に達した場合

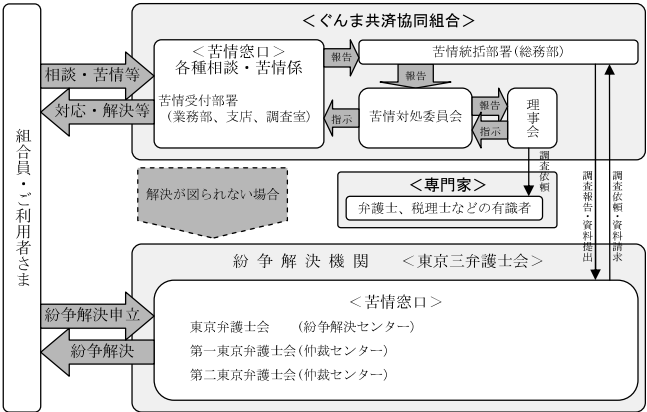
9. 共済金の削減と共済掛金の追徴について

当組合は共済金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により当組合の収支に著しい影響をおよぼす状況変化が発生したときおよび損失金でん補のため、共済金の削減または共済掛金の追徴を行うことがあります。

10. 苦情処理措置および紛争解決措置について

(1) 苦情処理措置および紛争解決措置の概要

ぐんま共済協同組合(以下、「当組合」といいます。)では、組合員・ご利用者さまからの相談・苦情を真摯に受け止め、以下の態勢を整備して対応に当たっております。



(2) 苦情処理措置および紛争解決措置の連絡先

- ①当組合では、ご利用の皆さまに、より一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の連絡先において、ご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

ぐんま共済協同組合 各種相談・苦情係
 Tel 027-254-5711(代)
 〒371-0841 群馬県前橋市石倉町4-9-10
 受付時間：9：00～17：00
 (ただし、土・日曜日、祝祭日および年末年始は除きます。)

- ②苦情などのお申し出につきましては、当組合で迅速・丁寧に誠意ある対応をいたしますが、解決がつかない場合には、下記の中立的な第三者機関へ紛争解決の申し立てを行うことができます。連絡方法、申し立て後の紛争解決までの流れ等をご説明させていただきますので、当組合の各種相談・苦情係にお申し付けください。

下記の弁護士会の紛争解決センター・仲裁センター(以下、「センター」と言います。)に紛争解決を依頼した場合、あっせん・仲裁の申立手数料およびセンターでの話し合いの都度発生する期日手数料は、当組合で負担いたしますが、お客さまのセンターまでの交通費等および紛争解決後に仲裁人等が定めたお客さま負担分の成立手数料は、お客さまの負担となりますのでご了承願います。

東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
Tel 03-3581-0031	Tel 03-3595-8588	Tel 03-3581-2249
〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3 弁護士会館6階	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3 弁護士会館11階	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3 弁護士会館9階
(受付時間) 9：30～12：00 13：00～15：00	(受付時間) 10：00～12：00 13：00～16：00	(受付時間) 9：30～12：00 13：00～17：00
(ただし、土・日曜日、祝祭日および年末年始は除きます。)		

※ プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人さまよりお願いいたします。

11. その他ご注意いただきたいこと

- お届けする共済契約証書は内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - ご契約いただいている内容に変更が生じましたら、すみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。
 - 著しく共済金請求の頻度が高いなど、加入者相互の公平性を逸脱する極端な共済金支払いまたはその請求があった場合は、共済期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - 共済期間満了の日より2週間前までに、共済契約者さまから特にご通知のない限り、ご契約を更新継続いたします。
 - 共済金支払いの事由に該当した場合は、すみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。詳しいご案内をいたします。
 - 共済金をご請求する権利は共済金請求の権利が発生した日の翌日からその日を含めて3年を経過したときに消滅します。
 - 当組合は共済金請求に必要な書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に共済金をお支払いするために必要な事項の確認(注1)を終えて共済金をお支払いします。(注2)
- (注1) 共済金をお支払いする事由発生の有無、共済金をお支払いしない事由発生の有無、共済金の算出、共済契約の効力の有無、その他当組合がお支払いすべき共済金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (注2) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、専門機関の鑑定結果の照会、高度障害・後遺障害の認定に係る医療機関の診断・審査結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、「ご契約のしおり」の「ファミリー交通傷害共済普通共済約款」に定める日数までに共済金をお支払いします。この場合、当組合は確認が必要な事項および確認を終える時期を共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方に通知します。

個人情報の取扱いについて

ぐんま共済協同組合

1. ご契約者さまの個人情報の利用目的

- ① 共済契約の引受（審査を含みます。）、共済金・返戻金等の支払、その他当組合の共済契約の履行及び付帯サービスの提供の為に利用させていただきます。また、共済金の支払いのために取得する健康状態・傷病歴等に関する情報は、共済金支払の目的以外では利用いたしません。
- ② 共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（共済代理店を含みます。）、医療機関、金融機関等に提供する場合に利用させていただきます。
- ③ 再共済契約の締結または再共済金の受領等の為、再共済取引先（全日本火災共済協同組合連合会）に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合に利用させていただきます。
- ④ 共済事故の調査（関係先〔他の共済、保険会社、調査会社、修理業者等〕に対する照会、情報提供等を含みます。）の為に利用させていただきます。
- ⑤ 当組合の共済事業ならびに共済事業に付帯する事業、及び全日本火災共済協同組合連合会等、当組合と協力関係にある中小企業関係団体の共済商品・各種サービスの案内・提供ならびに共済の市場調査・共済商品・サービスの開発・研究の為に利用させていただきます。

2. 個人情報の利用及び第三者への提供

当組合は、以下のいずれかの場合を除いて、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用したり第三者に提供したりいたしません。

- ① 本人の同意がある場合。なお第三者に提供する場合には原則として、機密保持、再提供の禁止、お客さまからのお申し出により利用を停止することを契約の条件といたします。
- ② 法令等により開示を求められた場合。
- ③ 本人または公衆の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3. 個人情報の共同利用

全日本火災共済協同組合連合会及び中小企業福祉共済協同組合連合会との共同利用について

① 共同利用する個人情報の項目

ぐんま共済協同組合が取得した個人情報の項目のうち、契約者、被共済者、共済金受取人等の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日、金融機関の口座番号、健康状態・職業、その他共済契約の管理及び共済金請求に関する事項などを共同利用いたします。

② 共同利用する組合

共同利用させていただくのは、中小企業等協同組合法に基づき設立された全日本火災共済協同組合連合会及び中小企業福祉共済協同組合連合会です。全日本火災共済協同組合連合会については、全日本火災共済協同組合連合会ホームページ内の「個人情報保護方針」をご覧ください。

(<http://www.nikkaren.or.jp/>) 中小企業福祉共済協同組合連合会については、中小企業福祉共済協同組合連合会ホームページ内の「プライバシーポリシー」をご覧ください。

(<http://www.chusairen.or.jp/>)

③ 共同利用する目的

相互の共済制度の普及推進や相互の組合員・利用者へのサービス提供、及び両組合の効率的運営の為に共同利用いたします。

④ 共同利用する個人情報の管理責任者

ぐんま共済協同組合 個人情報保護管理者

⑤ 取得方法

共同利用する個人情報は、ぐんま共済協同組合が組合員加入申込書、共済契約申込書、共済金支払書類などを通じて取得したものといたします。

4. 個人情報の委託

当組合は、業務を円滑に進める為に、外部業者に個人情報の一部又は全部の処理を委託することがございます。(この場合、安全管理対策の充実した委託先を選定し、かつ安全管理対策を契約において義務付けております)

5. 個人情報のご提供の任意性

当組合がお客さまなどご本人に個人情報の提供をお願いした場合、ご本人から当組合への個人情報の提供は任意です。ただし、ご提供いただけない情報の種類によって、当組合からのサービスの一部又は全部をご提供できない場合がございます。

6. 個人情報に関するお問い合わせ対応

① 当組合は、組合の開示対象個人情報に関し、ご本人(代理人を含む)から開示・訂正・利用及び提供の停止に関するご要請があれば、ご本人の確認をさせていただいた上で、速やかに対応します。また当組合の個人情報の取扱いに関するご質問、ご相談にも対応いたします。ただしデータの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合がございます。

② 当組合の個人情報に関するお問い合わせは、以下の窓口で承ります。お問い合わせの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがございます。なお、手数料は無料です。

【お客さまの個人情報に関するお問い合わせ窓口】

総務部 総務課 個人情報保護管理者

T E L : 0120-54-5711 / F A X : 027-254-2770

受付時間：9:00～17:00 (月～金) 但し、祝日を除きます。

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

行	用語	定義
あ	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	この約款において医師とは、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者(注1)とします。また、柔道整復師法に定める柔道整復師も含みます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。 (注1)日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等と当組合が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。
	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
か	家族	本人のほか、第6条(被共済者の範囲)(1)のいずれかに該当する者をいいます。
	危険	交通傷害の発生の可能性をいいます。
	急激かつ偶然な外来の事故	「急激」、「偶然」および「外来」とは、次のとおりです。 ① 急激：傷害の原因となった事故から傷害の発生まで時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強い場合は該当しません。 ② 偶然：傷害の原因となった事故から傷害の発生が被共済者にとって予測できないことをいい、被共済者の故意に基づく場合は該当しません。 ③ 外来：傷害の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因による場合は該当しません。
	競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
	共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。

行	用語	定義
	共済金	死亡共済金、高度障害共済金、後遺障害共済金、入院共済金、通院共済金、付添費用共済金および交通遺児育英資金をいいます。
	共済金額	共済契約証書に記載されたその被共済者の共済金額をいいます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	高度障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもので、別表1に掲げるものをいいます。
	工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
	交通遺児育英資金	共済契約証書記載の交通遺児育英資金をいいます。
	交通乗用具	第5条(交通乗用具の範囲)に規定する乗用具をいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって当組合が告知を求めたものをいいます。
さ	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
た	治療	医師による治療をいいます。
	治療を目的として	美容上の処置、疾病の直接の原因としない不妊手術、治療の処置を伴わない人間ドック検査を含みません。
	通院	医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。
	通院共済金日額	共済契約証書に記載されたその被共済者の通院共済金日額をいいます。
	付添費用共済金日額	共済契約証書記載の付添費用共済金日額をいいます。
な	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に

行	用語	定義
		医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院共済金日額	共済契約証書に記載されたその被共済者の入院共済金日額をいいます。
は	被共済者	共済契約証書記載の被共済者をいいます。
	病院または診療所	医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(注1)をいいます。また、前記と同等と当組合が認めた日本国外にある医療施設も含みます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 (注1)四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当組合が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
	扶養者	次に掲げる①および②に該当する場合をいいます。 ① 児童の親権者であること。 ② 児童の属する世帯の生計を維持している者であること。 (注1) (注1)同一世帯に2人以上の所得を得ている者がいる場合は、児童について税法上の扶養控除の適用を受けている者を扶養者とします。
	本人	共済契約証書記載の主たる被共済者をいいます。
ま	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2章 補償条項

第2条(共済金を支払う場合)

(1) 当組合は、被共済者が日本国内または国外においてその身体に被った次に掲げる①から③の交通傷害のいずれかに対して、この約款に従い共済金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具(注1)との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(注1)の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故によって被った交通傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(注2)に搭乗している被共済者(注3)または乗客(注4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(注5)にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った交通傷害
- ③ 道路通行中の被共済者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った交通傷害
 - ア. 建造物もしくは工作物等の倒壊または建造物もしくは工作物等からのものの落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下

ウ. 火災または破裂もしくは爆発

エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突もしくは接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災もしくは爆発等

- (2) (1)の交通傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注6)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注1)交通乗用器具に積載されているものを含みます。

(注2)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3)極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(注4)入場客を含みます。

(注5)改札口の内側をいいます。

(注6)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条(共済金を支払わない場合—その1)

- (1) 当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた交通傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者(注1)または被共済者の故意または重大な過失。ただし、共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
- ② 共済金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
- ④ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 法令に定められた酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被共済者の脳疾患、心神喪失、精神異常、精神障害、泥酔、眩暈、日射、熱射、麻酔、薬物(注4)中毒症、その他疾病によって生じた傷害。ただし、共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
- ⑥ 被共済者の出産、または外科的手術その他医療処置によって生じた傷害。ただし、当組合の補償すべき傷害を治療する場合はこの限りではありません。
- ⑦ 被共済者に対する刑の執行
- ⑧ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合にはこの限りではありません。
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)
- ⑪ 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 当組合は、被共済者が頸部症候群(注8)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかか

ならず、共済金を支払いません。

- (注1) 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーおよびこれら類似するものをいいます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注6) 使用済燃料を含みます。
- (注7) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注8) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条(共済金を支払わない場合—その2)

(1) 当組合は、被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った交通傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。

① 被共済者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、第5条(交通乗用具の範囲)の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、共済金を支払います。

イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、共済金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注1)以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間

④ 被共済者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. 超軽量動力機

エ. ジャイロプレーン

(2) 当組合は、被共済者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った交通傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。

① 交通乗用具への荷物等(注2)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等(注2)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注2)の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(注1) 定期便であると不定期便であることを問いません。

(注2) 荷物、貨物等をいいます。

第5条(交通乗用具の範囲)

この約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当する

ものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具(注1)	<p>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト</p> <p>(注1)ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p>
軌道を有しない陸上の乗用具(注1)	<p>自動車(注2)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(注3)</p> <p>(注1)作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカー等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(注4)等は除きます。</p> <p>(注2)スノーモービルを含みます。</p> <p>(注3)原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。</p> <p>(注4)原動機を用いるものを含みます。</p>
空の乗用具(注1)	<p>航空機(注2)</p> <p>(注1)ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p> <p>(注2)飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(注3)、ジャイロプレーンをいいます。</p> <p>(注3)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。</p>
水上の乗用具(注1)	<p>船舶(注2)</p> <p>(注1)幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p> <p>(注2)ヨット、モーターボート(注3)およびボートを含みます。</p> <p>(注3)水上オートバイを含みます。</p>
その他の乗用具(注1)	<p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>(注1)立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。</p>

第6条(被共済者の範囲)

- (1) この約款における被共済者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者としします。
- ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(注1)
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子(注2)
- (2) (1)の本人と本人以外の被共済者との続柄は、交通傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注1) 本人の6親等以内の血族と3親等以内の姻族とします。

(注2) 社会人は除きます。

第7条(死亡共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間に第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡共済金額を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。ただし、共済期間に既に支払った共済金がある場合は、死亡共済金額から既に支払った金額を控除した残額を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。
- (2) 第40条(死亡共済金受取人の変更)(1)または(2)の規定によりその被共済者の法定相続人が死亡共済金受取人となる場合で、その者が2名以上である場合は、当組合は、法定相続人の代表者に死亡共済金を支払います。

第8条(高度障害共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間に第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1に掲げる高度障害状態になった場合は、高度障害共済金額を高度障害共済金として共済金受取人に支払います。ただし、共済期間に既に支払った共済金がある場合は、高度障害共済金額から既に支払った金額を控除した残額を高度障害共済金として共済金受取人に支払います。
- (2) (1)において、責任開始時の前に既に生じていた障害状態に、責任開始以降の原因(注1)による障害状態が新たに加わって別表1に定める高度障害状態になった場合を含みます。

(注1) 責任開始時の前に既に生じていた障害状態の原因と因果関係のない場合に限ります。

第9条(後遺障害共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間に第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、別表2により後遺障害共済金として共済金受取人に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当組合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり後遺障害共済金として支払います。
- (3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当組合は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害共済金の支払額を決定します。ただし、別表2の2、3、6、10、12に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害共済金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当組合は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、本人および配偶者は400万円、同居家族は300万円を限度とし、その合計額を支払います。ただし、上肢(注1)、下肢(注2)については、1肢のうちで身体障害が2以上あった場合は、1肢ごとの後遺障害共済金を本人および配偶者については240万円、同居家族については180万円を限度とします。
- (5) 既に身体に障害のあった被共済者が共済期間に第2条の交通傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる共済金額を適用して、加重された後の後遺障害の状態に対応する共済金額から、既存障害(注3)に対応する共済金額を差引いて得た金額を後遺障害共済金として支払います。ただし、医師を含む当組合の審査会において、加重された後の後遺障害の状態が特に生活機能および業務能力に著しい支障が生じたときと当組合が認めたときは、既存障害(注3)に対応する共済金額を差引かない場合があります。
- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当組合が支払うべき後遺障

害共済金の額は、共済期間を通じて、死亡共済金額をもって限度とします。

(注1)腕および手をいいます。

(注2)脚および足をいいます。

(注3)既にあった身体の障害をいいます。

第10条(入院共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間に第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその治療を目的として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院共済金として共済金受取人に支払います。ただし、給付期間は、同一事故について事故の発生の日からその日を含めて180日をもって限度とします。

$$\text{入院共済金日額} \times \text{入院日数} = \text{入院共済金の額}$$

- (2) 被共済者が入院共済金の支払を受けられる期間中にさらに入院共済金の支払を受けられる交通傷害を被った場合においても、当組合は、重複しては入院共済金を支払いません。

第11条(通院共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間に第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院共済金として共済金受取人に支払います。ただし、給付期間は、同一事故について事故の発生の日からその日を含めて180日をもって限度とし、給付日数は、同一事故について90日分をもって限度とします。

$$\text{通院共済金日額} \times \text{通院日数} = \text{通院共済金の額}$$

- (2) (1)において、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院共済金を支払いません。
- (3) 当組合は、第10条(入院共済金の支払)の入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院共済金を支払いません。
- (4) 被共済者が通院共済金の支払いを受けられる期間中にさらに通院共済金の支払を受けられる交通傷害を被った場合においても、当組合は、重複しては通院共済金を支払いません。

第12条(付添費用共済金の支払)

当組合は、被共済者が共済期間に第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合は、その被共済者の年齢が事故発生日時点において10歳未満または70歳以上の場合、次の算式によって算出した額を付添費用共済金として共済金受取人に支払います。ただし、給付期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日をもって限度とし、給付日数は、同一事故について90日分をもって限度とします。

$$\text{付添費用共済金日額} \times \text{入院した日数} = \text{付添費用共済金の額}$$

第13条(交通遺児育英資金の支払)

1 家族の扶養者が、次に掲げるいずれかの場合、その児童各人に対して小学校入学時から18歳の誕生日を迎える年まで交通遺児育英資金として共済金受取人に支払います。また、交通遺児育英資金の給付は毎年4月とします。ただし、交通遺児本人が死亡した場合は、その年度以降の交通遺児育英資金は支払いません。

- ① 第7条(死亡共済金の支払)により死亡共済金を支払った場合
② 第8条(高度障害共済金の支払)により高度障害共済金を支払った場合

第14条(当組合の責任限度額)

当組合がこの共済契約に基づき支払うべき共済金の額は、共済期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、共済契約証書に記載された死亡共済金額
- ② ①以外の同居家族については、その被共済者ごとに、共済契約証書に記載された死亡共済金額

第15条(支払共済金の競合)

当組合は、被共済者が共済期間に第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被り、次に掲げる①から④の共済金を重ねて支払うべき場合は、共済契約証書記載の死亡共済金額を限度として支払うものとします。ただし、後遺障害共済金を支払った後は、その同一事故の同一部位に対して共済金は支払いません。

- ① 第9条(後遺障害共済金の支払)に規定する共済金
- ② 第10条(入院共済金の支払)に規定する共済金
- ③ 第11条(通院共済金の支払)に規定する共済金
- ④ 第12条(付添費用共済金の支払)に規定する共済金

第16条(共済契約、補償期間等の制限)

- (1) この約款の規定により当組合が引受ける共済契約は、1家族につき1契約を限度とします。
- (2) (1)の規定に基づく共済契約の限度を超えた共済契約については、その家族に対する当初責任開始日(注1)の最も古い加入を除いた重複部分の共済契約は無効とします。この場合において、無効となった部分に対応する既に払い込まれた共済掛金は、遅滞なく、共済契約者に返還します。

(注1)第43条(共済契約の更新継続)に定める更新継続をしていない契約の開始日をいいます。

第17条(死亡の推定)

被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害によって死亡したものと推定します。

第18条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被共済者が共済期間に第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被った時、既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の交通傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の交通傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第19条(共済金受取人)

- (1) 共済金受取人は、共済契約者とします。ただし、共済契約者が死亡共済金の受取人を指定した場合は、その指定された者とします。団体契約においては、死亡共済金は法定相続人、それ以外の共済金は被共済者が受取人となります。
- (2) 交通遺児育英資金受取人は、その交通遺児の親権者または後見人とします。

第20条(被共済者)

- (1) 被共済者は、申込日現在において、健康で、かつ、正常に就業または日常生活を営んでいる者とします。
- (2) 共済契約者は、被共済者の同意を得て共済契約締結の際に所要事項記載の申込書を提出して登録するものとします。

第21条(共済責任の始期および終期)

(1) 共済期間は1年とし、当組合の共済責任は、共済期間の初日の午前零時に始まり、末日の午前零時に終わります。なお、責任の開始は、共済掛金(注1)を払い込んだ日の翌月1日の午前零時とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注1)分割払いの場合は、初回共済掛金をいいます。

第22条(共済掛金の払い込み)

(1) 共済契約者は共済掛金を共済契約締結と同時に払い込むものとします。支払方法は、別に定める「共済掛金払込規定」(別紙1)の次に掲げるものとします。また、「共済掛金払込規定に関する特例規定」(別紙2)を適用することもできます。

① 4回分割

(2) 次の①または②の1つに該当する場合において、1年分の共済掛金のうち分割払いの未納分がある場合は、これを徴収するか、もしくは支払共済金から差し引きで相殺します。

① 死亡共済金または高度障害共済金を支払う場合

② 第15条(支払共済金の競合)の規定に該当した場合

第23条(告知義務)

(1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当組合に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当組合は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当組合が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)

③ 共済契約者または被共済者が、第2条(共済金を支払う場合)の事故によって交通傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当組合に申し出て、当組合がこれを承認した場合。なお、当組合が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当組合に告げられていたとしても、当組合が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が交通傷害の発生した後になされた場合であっても、第31条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した交通傷害については適用しません。

(注1)当組合のために共済契約の締結の代理または媒介を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第24条(共済契約者の住所変更)

共済契約者が共済契約証書記載の住所を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その事実を当組合に通知しなければなりません。

第25条(共済契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、共済契約は無効とします。

① 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合

- ② この共済契約の被共済者となることについて、死亡共済金受取人を定める場合(注1)に、共済契約者以外の被共済者の同意を得なかったとき

(注1)その被共済者の法定相続人を死亡共済金受取人にする場合を除きます。

第26条(共済契約の失効)

次のいずれか 1 つに該当した場合は、共済契約は効力を失います。

- ① 契約者本人である被共済者が死亡、または高度障害に該当した場合
- ② 第15条(支払共済金の競合)の規定に該当し、契約者本人である被共済者の支払総額が死亡共済金額に達した場合

第27条(共済契約の取消し)

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第28条(共済契約者による共済契約の解除)

共済契約者は、当組合に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

第29条(重大事由による解除)

- (1) 当組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として交通傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 共済契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ① 本人が、(1)の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

- ② 本人以外の被共済者が、(1)の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

- ③ 被共済者に生じた交通傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、共済契約者に死亡共済金の受取人として指定されていた場合で、(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

- ④ 被共済者に生じた交通傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、共済契約者に死亡共済金の受取人として指定されていなかった場合で、(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が交通傷害(注2)の発生した後になされた場合であっても、第31条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由または(2)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した交通傷害(注2)に対しては、当組合は、共済金(注3)を支払いません。この場合において、既に共済金(注3)を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(注1) 暴力団、暴力団員(注4)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) (2)の①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた交通傷害をいい、(2)の②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被共済者に生じた交通傷害をいいます。

(注3) (2)の③または④の規定により解除がなされた場合には、共済金を受け取るべき者のうち、(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(注4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第30条(被共済者による共済契約の解除請求)

- (1) 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約(注1)を解除することを求めることができます。
- ① この共済契約(注1)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者に、第29条(重大事由による解除)(1)の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 共済契約者または共済金を受け取るべき者が、第29条(重大事由による解除)(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
 - ④ ②または③のほか、共済契約者または共済金を受け取るべき者が、②または③の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約(注1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約(注1)の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 共済契約者は、(1)の①から⑤までの事由がある場合において被共済者から(1)に規定する解除請求があったときは、当組合に対する通知をもって、この共済契約(注1)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被共済者は、当組合に対する通知をもって、この共済契約(注1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの共済契約(注1)が解除された場合は、当組合は、遅滞なく、共済契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(注1) その被共済者に係る部分に限ります。

第31条(共済契約解除の効力)

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第32条(共済掛金の返還または請求—告知義務等の場合)

- (1) 第23条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金額を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金額と変更後の共済掛金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) 当組合は、共済契約者が(1)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合(注1)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(2)

の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

- (4) (1)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当組合に通知し、承認の請求を行い、当組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による交通傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款に従い、共済金を支払います。

(注1) 当組合が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第33条(共済掛金の返還—無効または失効の場合)

- (1) 共済契約が無効の場合には、当組合は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第25条(共済契約の無効)①の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。
- (2) 共済契約が失効となる場合には、当組合は、未経過期間に対し共済掛金を返還します。ただし、次に掲げる①から③の場合は、共済掛金を返還しません。
- ① 第7条(死亡共済金の支払)において契約者本人である被共済者に死亡共済金を支払う場合
- ② 第8条(高度障害共済金の支払)において高度障害共済金を支払うべき場合
- ③ 第26条(共済契約の失効)②により失効した場合

第34条(共済掛金の返還—取消しの場合)

第27条(共済契約の取消し)の規定により、当組合が共済契約を取り消した場合には、当組合は、共済掛金を返還しません。

第35条(共済掛金の返還—解除の場合)

- (1) 次の規定により、当組合が共済契約を解除した場合には、当組合は、未経過期間に対し共済掛金を返還します。
- ① 第23条(告知義務)(2)
- ② 第29条(重大事由による解除)(1)
- ③ 第32条(共済掛金の返還または請求—告知義務等の場合)(2)
- (2) 第28条(共済契約者による共済契約の解除)の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当組合は、解約請求書が提出された月の翌月から起算した未経過期間に対し、月割計算による未経過共済掛金を返還します。

第36条(事故の通知)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の交通傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および交通傷害の程度を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当組合に書面により通知しなければなりません。
- (3) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第37条(共済金の請求)

- (1) 当組合に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡共済金については、その被共済者が死亡した時
 - ② 高度障害共済金については、その被共済者に高度障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 後遺障害共済金については、その被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 入院共済金については、その被共済者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ⑤ 通院共済金および付添費用共済金については、その被共済者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院共済金または付添費用共済金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ⑥ 交通遺児育英資金については、1家族の扶養者である被共済者が①または②の時
- (2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当組合が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべきその被共済者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、その被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① その被共済者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、その被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。
- (5) 当組合は、事故の内容または交通傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(注1) 法律上の配偶者に限ります。

第38条(共済金の支払時期)

- (1) 当組合は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、交通傷害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、交通傷害の程度、事故と交通傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当組合は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済契約者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者と当組合があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が第37条(共済金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第39条(時効)

共済金請求権は、第37条(共済金の請求)(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第40条(死亡共済金受取人の変更)

- (1) 共済契約締結の際、共済契約者が死亡共済金受取人を定めなかった場合は、被共済者の法定相続人を死亡共済金受取人とします。
- (2) 共済契約締結の後、その被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、死亡共済金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その事実を当組合に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当組合に到達した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当組合に到達する前に当組合が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後共済金の請求を受けても、当組合は、共済金を支払いません。
- (5) 共済契約者は、(2)の死亡共済金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、遺

言が効力を生じた後、共済契約者の法定相続人がその事実を当組合に通知しなければ、その変更を当組合に対抗することができません。なお、その通知が当組合に到達する前に当組合が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても、当組合は、共済金を支払いません。

- (7) (2)および(5)の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被共済者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡共済金受取人が、被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人(注1)を死亡共済金受取人とします。

(注1)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第41条(共済契約の内容変更)

この共済契約においては、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。ただし、第44条(共済契約の更新時の共済掛金の増額または共済金額の減額)、第45条(共済期間中の共済掛金の増額または共済金額の減額)および第46条(共済金の削減または共済掛金の追徴)を除きます。

第42条(契約者割戻し)

- (1) 当組合は、この約款で締結する契約を事業年度毎に収支状況(注1)を判定し、その状況が良好な場合は、契約者割戻しを行います。
- (2) (1)の規定による契約者割戻しの額は、総代会決定のうえ、有効な契約に対して積み立てるものとします。ただし、その事業年度中に共済金を支払った契約は除くものとします。
- (3) (2)の規定により積み立てられた契約者割戻しの額は、共済契約の解除および失効による終了時に支払うものとします。ただし、取消および無効による終了時は支払わないものとします。また、共済契約者から支払の請求があった場合にも支払うものとします。

(注1)共済掛金および共済掛金として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち支払共済金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものを差し引いた額をいいます。

第43条(共済契約の更新継続)

- (1) 共済契約が次に掲げる①および②の条件を満たす場合には、共済契約者が共済期間満了日の2週間前までに共済契約を更新継続しない事実を当組合に通知しない限り、更新継続日(注1)に更新継続されるものとします。
 - ① その共済契約の共済期間満了の日までの共済掛金が払い込まれていること
 - ② 当組合が更新継続を認める場合。なお、当組合が更新継続を認めない場合は、更新継続日(注1)の1か月前までに更新継続をしない旨の通知をするものとします。
- (2) 共済契約を更新継続する場合において、共済契約申込書に記載した事項および共済契約証書記載の事項に変更があった場合は、共済契約者または被共済者は、書面をもってこれを当組合に告げなければなりません。この場合の告知に関する第23条(告知義務)の規定の適用については、同条(1)の規定中「共済契約者または被共済者になる者」とあるのは「共済契約者または被共済者」と、同条(1)、(2)および(3)②から④までの規定中「共済契約締結」とあるのは「共済契約更新継続」と、同条(3)③の規定中「締結していた」とあるのは「更新継続していた」とします。
- (3) 当組合は、次に掲げる①から③の場合を除き、更新継続に伴う共済契約証書の発行は行いません。
 - ① (2)に規定する変更が当組合に告げられた場合
 - ② 当組合の事情(注2)により、共済契約証書の記載事項に変更が発生した場合
 - ③ 共済契約者より更新継続に伴う共済契約証書の発行請求があった場合

- (4) 共済事業の収支を検証した結果、第44条(共済契約の更新時の共済掛金の増額または共済金額の減額)を行う場合は、共済期間満了日の2か月前までに、更新継続に関する通知をするものとします。

(注1) 共済期間満了の日をいいます。

(注2) 法令その他の変更を含みます。

第44条(共済契約の更新時の共済掛金の増額または共済金額の減額)

当組合は、共済掛金の計算基礎に影響をおよぼす状況変化が発生した場合は、共済契約更新時の共済掛金の増額または共済金額の減額を行います。

第45条(共済期間中の共済掛金の増額または共済金額の減額)

当組合は、共済掛金の計算基礎に影響をおよぼす状況変化が発生した場合は、共済期間中において共済掛金の増額または共済金額の減額を行います。

第46条(共済金の削減または共済掛金の追徴)

- (1) 当組合は、共済金額の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により当組合の収支に著しい影響をおよぼす状況変化が発生した場合および損失金てん補のため、共済金の削減または共済掛金の追徴を行うことができます。
- (2) 共済金の削減は、損失金を、その事業年度に支払う共済金総額と、個々の共済金受取人に支払う共済金との割合により、共済金の支払を受ける個々の共済金受取人に割当てて行います。
- (3) 共済掛金の追徴は、損失金を、その事業年度の各共済契約者より収入する共済掛金の総額と各共済契約者より収入する共済掛金との割合により、各共済契約者に割当てて行います。

第47条(家族が複数の場合の約款の適用)

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの約款の規定を適用します。

第48条(訴訟の提起)

この共済契約に関する訴訟については、当組合の管轄地区における裁判所に提起するものとします。

第49条(約款の変更)

- (1) 当組合は、法定の手続きを経た後、認可を得て、本約款を変更することがあります。
- (2) (1)の規定により変更した約款は、その後の共済契約更新時から適用するものとします。

第50条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第8条(高度障害共済金の支払)の支払の対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失った場合
- ② 言語または咀嚼の機能を全く永久に失った場合
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要する場合
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する場合
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失った場合
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失った場合
- ⑦ 1上肢を、手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失った場合
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った場合

備考

1. 「視力を全く永久に失った場合」とは、万国式視力表により測定した矯正視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。ただし、視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 「言語の機能を全く永久に失った場合」とは、次のいずれかの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となりその回復の見込みがない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - (3) 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
3. 「咀嚼の機能を全く永久に失った場合」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
4. 「常に介護を要する場合」とは、食物の摂取、排便、排尿、その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれも自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 「上・下肢の用を全く永久に失った場合」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または、上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

対象となる高度障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

別表2 第9条(後遺障害共済金の支払)の後遺障害共済金支払区分表

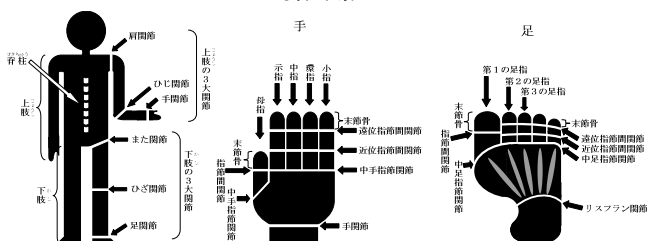
身体障害	共済金額(万円)		
	本人	配偶者	同居家族
眼の障害			
1. 1眼が失明した場合	240	240	180
2. 1眼の矯正視力が0.6以下とな	20	20	15

身体障害	共済金額(万円)		
	本人	配偶者	同居家族
った場合 3. 1眼が視野狭窄(注1)となった場合 (注1)正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいいます。	20	20	15
耳の障害 4. 両耳の聴力を全く失った場合 5. 1耳の聴力を全く失った場合 6. 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	320 120 20	320 120 20	240 90 15
鼻の障害 7. 鼻の機能に著しい障害を残す場合	80	80	60
咀嚼・言語の障害 8. 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合 9. 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合 10. 歯に5本以上の欠損を生じた場合	140 60 20	140 60 20	105 45 15
外貌(注1)の醜状 11. 外貌に著しい醜状を残す場合 12. 外貌に醜状(注2)を残す場合 (注1)顔面・頭部・頸部をいいます。 (注2)顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。	60 12	60 12	45 9
脊柱の障害 13. 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 14. 脊柱に運動障害を残す場合 15. 脊柱に変形を残す場合	160 120 60	160 120 60	120 90 45
腕(注1)、脚(注2)の障害 16. 1腕または1脚を失った場合 17. 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 18. 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 19. 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 (注1)手関節以上をいいます。 (注2)足関節以上をいいます。	240 200 140 20	240 200 140 20	180 150 105 15
手指の障害 20. 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 21. 1手の母指の機能に著しい障害	80 60	80 60	60 45

身体障害	共済金額(万円)		
	本人	配偶者	同居家族
を残す場合			
22. 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	32	32	24
23. 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	20	20	15
足手の障害			
24. 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	40	40	30
25. 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	32	32	24
26. 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	20	20	15
27. 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	12	12	9

備考

身体略解図



1. 視力の測定は、万国式視力表によります。屈折異常のある場合についてはきょう正視力について測定します。

別表3 第37条(共済金の請求)の共済金請求必要書類

補償内容 書類名	交通 傷害 による 死亡	交通 傷害 による 高度 障害	交通 傷害 による 後遺 障害	交通 傷害 による 入院	交通 傷害 による 通院	付 添 費 用 共 済 金	交 通 遺 児 育 英 資 金
	(1) 疾病事故報告書・請求書(3枚複写)	●	●	●	●	●	●
(2) 死亡証明書または死体検案書	●						●
(3) 被共済者の除籍謄本または被共済者の抹消された戸籍謄本	●						●
(4) 共済金受取人の戸籍謄本(法人受取人の場合、登記簿謄本)	●	●					●
(5) 共済金受取人の印鑑証明書	●	●					●
(6) 代表受取人選任届	●	●					●
(7) 交通事故証明書または交通事故証明書提出不能理由書	●	●	●	●	●	●	●
(8) 障害診断書		●	●				
(9) レントゲン(一時預り)		●	●				
(10) 診療証明書(入院用)または診療状況申告書				●		●	
(11) 診療証明書(通院用)または診療状況申告書					●		

※ 当組合は、上記の表の提出書類の一部の省略を認めまたは上記の表の書類以外の書類の提出を求める事があります。

別紙1

共済掛金払込規定

第1条(用語の定義)

この規定において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
4回分割	共済掛金を年4回に分けて3か月分を払い込むものとします。
12回分割	共済掛金を年12回に分けて1か月分を払い込むものとします。
年一括	共済掛金を一括で払い込むものとします。
指定口座	提携金融機関に設置した預金口座をいいます。
提携金融機関	当組合が指定する金融機関をいいます。
振替日	その月の17日をいいます。ただし、その日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日をいいます。

第2条(目的)

この規定は、当組合が行う事業の共済掛金の払込を次の①から③による口座振替および口座振替によらない方法に関して定めるものとします。

- ① 4回分割
- ② 12回分割
- ③ 年一括

第3条(共済掛金の口座振替)

共済契約者は、共済掛金の口座振替をするに当って、次の条件を満たすことを要することとします。

- ① 提携金融機関に預金口座を設置し、または設置してあること。
- ② 共済契約締結の際、提携金融機関に対し、指定口座から、当組合の預金口座へ共済掛金の口座振替を委託する振替依頼書を提出すること。

第4条(共済掛金の口座振替日)

- (1) 4回分割の場合、共済掛金は、3か月毎の振替日に指定口座から共済掛金相当額を当組合の預金口座に振替ることによって、払い込まれるものとします。
- (2) 12回分割の場合、共済掛金は、振替日に指定口座から共済掛金相当額を当組合の預金口座に振替ることによって、払い込まれるものとします。
- (3) 年一括の場合、共済掛金は、毎年、共済契約の始期の発生月の振替日に指定口座から共済掛金相当額を当組合の預金口座に振替ることによって、払い込まれるものとします。
- (4) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預入しておくことを要することとします。
- (5) 口座振替による掛金の払込について当組合は、領収証を発行しないこととします。

第5条(共済掛金口座振替不能の場合の猶予期間—4回分割の場合)

- (1) 振替日に共済掛金の口座振替が不能となった場合には、翌月の振替日に共済掛金の口座振替を行うこととします。
- (2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能の場合、翌々月の振替日に共済掛金の口座振替を行うこととします。
- (3) (2)の規定による共済掛金の口座振替が不能の場合、その不能となった月の末日までを猶予期間とし、共済契約者は、その猶予期間内に、未払込共済掛金を当組合の指定した場所に払い込むものとします。
- (4) 猶予期間内に共済掛金が払い込まれないときは、共済契約は、最後に入金された共済掛金の充当期間をもって効力を失うものとします。

第6条(共済掛金口座振替不能の場合の猶予期間—12回分割の場合)

- (1) 振替日に共済掛金の口座振替が不能となった場合には、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の共済掛金の口座振替を行うこととします。
- (2) (1)の規定による2か月分の共済掛金の口座振替が不能の場合、翌々月の振替日に再度翌月分と併せて3か月分の共済掛金の口座振替を行うこととします。
- (3) (2)の規定による3か月分の共済掛金の口座振替が不能の場合、その不能となった月の末日までを猶予期間とし、共済契約者は、その猶予期間内に、未払込共済掛金を当組合の指定した場所に払い込むものとします。
- (4) 猶予期間内に共済掛金が払い込まれないときは、共済契約は、最後に入金された共済掛金の充当期間をもって効力を失うものとします。

第7条(共済掛金口座振替不能の場合の猶予期間—年一括の場合)

- (1) 振替日に共済掛金の口座振替が不能となった場合には、翌月の振替日に口座振替を行うこととします。
- (2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能の場合、翌々月の振替日に共済掛金の口座振替を行うこととします。
- (3) (2)の規定による共済掛金の口座振替が不能の場合、その不能となった月の末日までを猶予期間とし、共済契約者は、その猶予期間内に、未払込共済掛金を当組合の指定した場所に払い込むものとします。

のとします。

- (4) 猶予期間内に共済掛金が払い込まれないときは、共済契約は、効力を失うものとします。

第8条(猶予期間中に共済事故が生じた場合)

- (1) 猶予期間中に共済金の支払事由が生じた場合には、当組合は、共済金から未払込共済掛金を差引くものとします。
- (2) 共済金等が、(1)の未払込共済掛金に不足する場合には、共済契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込共済掛金を払い込むものとします。この未払込共済掛金が払い込まれない場合には、当組合は、共済金を支払いません。

第9条(指定口座等の変更)

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の預金口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を、他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当組合およびその提携金融機関に申出るものとし、口座振替を委託する振替依頼書を提出することとします。
- (2) 提携金融機関が、共済掛金の口座振替の取扱を停止した場合には、当組合は、その事実を共済契約者に通知します。この場合には、共済契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するものとします。

第10条(返戻金等の支払方法)

当組合は、共済契約者から反対の申出がない限り、返戻金、過払共済掛金等、共済契約者に返戻または支払うべき金額がある場合には、その金額をその共済契約の指定口座に振込むものとします。

第11条(口座振替によらない共済掛金の払込方法)

- (1) 口座振替によらない共済掛金の払込方法は、共済掛金を共済期間満了の日までに当組合に払い込むものとします。
- (2) (1)に定める口座振替によらない共済掛金の払込方法については、次の①から④の取扱を準用します。ただし、継続申込書を必要とする継続処理については除きます。
- ① 第5条(共済掛金口座振替不能の場合の猶予期間—4回分割の場合)
 - ② 第6条(共済掛金口座振替不能の場合の猶予期間—12回分割の場合)
 - ③ 第7条(共済掛金口座振替不能の場合の猶予期間—一年一括の場合)
 - ④ 第8条(猶予期間中に共済事故が生じた場合)

別紙2

共済掛金払込規定に関する特例規定

共済契約の締結に当り、別紙1「共済掛金払込規定」に基づいて掛金を収納する者の共済期間の始期の規定にかかわらず、初回掛金より口座振替をするため、責任の開始は、振替月の1日の午前零時とします。ただし、初回掛金が振替不能の場合は共済契約を締結しないものとします。

(変更認可承認日：平成29年7月4日)

お問い合わせ先

■ ぐんま共済協同組合

〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10

TEL (027) 254-5711(代)

FAX (027) 254-2770

ホームページ <https://www.gunma-kyosai.or.jp/>


ファミリー交通傷害共済 ご契約のしおり

平成23年 4月作成(初版)

平成23年10月作成(第2版)

平成26年10月作成(第3版)

平成29年10月作成(第4版)

 ぐんま共済協同組合